

基礎ぐい工事企業の施工能力等の見える化評価基準

令和3年3月19日策定

専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和2年国土交通省告示第498号）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン（令和2年3月31日）に基づき、基礎ぐい工事企業の施工能力の見える化評価基準（以下「本基準」という。）を以下のとおり定める。

1. 見える化評価基準の策定主体

一般社団法人全国基礎工事業団体連合会
一般社団法人日本基礎建設協会

2. 見える化評価基準を策定する目的

建設技能者を雇用する基礎ぐい専門工事企業等の施工能力等について客観的な評価を行うことにより、

- ①人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、受注機会の確保や建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進される
- ②業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）を高める
- ③将来の建設業の担い手の確保・育成や建設工事に係る施工水準の維持向上へと、さらには見える化評価制度により高い評価を得た専門工事企業が受注できる仕組みづくりにつながる制度を構築する

ことを目的とする。

3. 見える化評価基準の対象とする職種

本基準は、能力評価基準の対象とした職種の建設技能者を雇用する基礎ぐい専門工事企業等を、見える化評価の対象とする。

4. 見える化評価基準及び段階

見える化評価基準は、見える化評価の項目ごとに設定し、評価を行う。評価内容ごとの配点、算定基準については、以下のとおりとする。

1. 【基礎情報の評価内容】

I 建設業の許可	1. 有り	100点
	4. 無し	25点
II 建設業の許可年数	1. 50年以上	100点
	2. 40年以上50年未満	75点
	3. 30年以上40年未満	50点
	4. 30年未満	25点
III 資本金	1. 3000万円以上	100点
	2. 1000万円以上3000万円未満	75点
	3. 500万円以上1000万円未満	50点
	4. 500万円未満	25点
IV 完成工事高(年間施工売上高)	1. 15億円以上	100点
	2. 6億円以上15億円未満	75点
	3. 2億円以上6億円未満	50点
	4. 2億円未満	25点
V 団体加入	加入団体あれば	100点
	加入団体なし	25点

基礎情報の評価内容の計算例

I II III IV V

※満点なら (100+100+100+100+100) / 5=100 → ☆☆☆☆

1. 75点以上	☆☆☆☆
2. 50点以上75点未満	☆☆☆
3. 25点以上50点未満	☆☆
4. 25点	☆

2. 【施工能力の評価内容】

I 建設キャリアアップカードの保有者数	1. 30名以上	100点
	2. 15名以上30名未満	75点
	3. 5名以上15未満	50点
	4. 5名未満	25点
II 建設キャリアアップカードのレベル3以上の保有者数を現場部門の工務合計人数で割る	1. 20%以上	100点
	2. 15%以上20%未満	75点
	3. 10%以上15%未満	50点
	4. 10%未満	25点

Ⅲ①	30才未満の現場部門の工務合計人数を現場部門の工務合計で割る										
		1. 30%以上	100点								
		2. 20%以上30%未満	75点								
		3. 10%以上20%未満	50点								
		4. 10%未満	25点								
②	現場部門の工務の平均勤続年数										
		1. 20年以上	100点								
		2. 15年以上20年未満	75点								
		3. 10年以上15年未満	50点								
		4. 10年未満	25点								
	①+②が	1. 150点175点又は200点	100点								
		2. 100点又は125点	75点								
		3. 75点	50点								
		4. 50点	25点								
Ⅳ	優秀施工者国土交通大臣顕彰「建設マスター」、青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰「建設ジュニアマスター」										
	どちらか、又は両方記入があれば		100点								
	記入無し		0点								
Ⅴ	基礎工事用機械										
	(本体)	{ <table border="0"> <tr><td>0台</td><td>0点</td></tr> <tr><td>3台以下</td><td>70点</td></tr> <tr><td>5台以下</td><td>80点</td></tr> <tr><td>6台以上</td><td>100点</td></tr> </table>	0台	0点	3台以下	70点	5台以下	80点	6台以上	100点	
0台	0点										
3台以下	70点										
5台以下	80点										
6台以上	100点										
	(その他本体)										
	(作業装置)	{ <table border="0"> <tr><td>0台</td><td>0点</td></tr> <tr><td>3台以下</td><td>70点</td></tr> <tr><td>5台以下</td><td>80点</td></tr> <tr><td>6台以上</td><td>100点</td></tr> </table>	0台	0点	3台以下	70点	5台以下	80点	6台以上	100点	
0台	0点										
3台以下	70点										
5台以下	80点										
6台以上	100点										
	※(本体点数+作業装置点数)÷2 を「Ⅴ(基礎工事用機械評価)」とする										
Ⅵ	従業員数										
	正規従業員	50人以上	100点								
		30人以上	80点								
		30人未満	70点								
Ⅶ	工事实績	4件以上	100点								
		1~3件	80点								
		なし	0点								

施工能力の評価内容の計算例

I II III IV V VI VII

※満点なら (100+100+100+100+100+100+100) / 7=100 → ☆☆☆☆

1. 75点以上	☆☆☆☆
2. 50点以上75点未満	☆☆☆
3. 25点以上50点未満	☆☆
4. 25点	☆

3. 【コンプライアンスの評価内容】

I	指名停止、又は営業停止が	1. 無し 4. あり	100点 25点
II	雇用保険、健康保険、厚生年金保険	1. 全て加入 4. 加入していないものがある	100点 25点
III	事業者自らのコンプライアンス確保の取組 上記同様	1. 該当がある 4. 該当がない	100点 25点
IV	労働条件（36協定）	1. 該当がある 4. 該当がない	100点 25点
V	教育訓練の実施 一つでも実施されていれば		100点
VI	安全成績 無事故 死亡 休業		100点 20点 70点
VII	職種別賃金 オペレータ 杭施工技能工 溶接工 その他	オペレーター及び杭施工の職種賃金設定あり 設定なし	100点 0点
VIII	勤務と週休制度 イ 完全週休2日制又は年間変形～ ロ 月3回週休2日制～月1回週休2日制 ハ 上記イ・ロに該当しない場合		100点 50点 0点

コンプライアンスの評価内容の計算例

I II III IV V VI VII VIII

※満点なら (100+100+100+100+100+100+100+100) / 8=100 → ☆☆☆☆

I、II、III、IV、V、 VI、VII、VIIIの合計÷8	1. 75点以上 2. 50点以上75点未満 3. 25点以上50点未満 4. 25点	☆☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆ ☆
------------------------------------	--	------------------------